

おしえて！ゴーリーくん

Q1

このリーフレットの事例以外の合理的配慮についても知りたいな



内閣府の「合理的配慮の提供等事例集」は障害種別ごとに事例がまとめられていてとってもわかりやすいよ！



Q2

企業などがこの法律に違反したら罰則が課せられるの？



民間事業者などに違反があった場合、すぐに罰せられるわけではないんだよ。でも同じ事業者によって繰り返し差別が行われたり、自主的な改善が期待できない場合は、担当の大臣が事業者に対して報告を求めることがあるよ。うその報告をしたり、報告をしなかった場合は罰則(20万円以下の過料)の対象になるんだ。

Q3

個人的に障害のある人と接するときも法律の対象になるの？



国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等を対象にしており、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想、言論などは対象にならないよ。

Q4

気になることや困ったことがあったらどうしたらいいの？



下記の相談窓口気軽に相談してね！

相談窓口

★日進市役所健康福祉部地域福祉課

(平日 8:30～17:15)

TEL 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554

メール chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

その他障害福祉に関する専門的な窓口

★日進市障害者相談支援センター (月～土曜日 9:00～17:00)

TEL 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615

メール syougaisoudan@nisshin-shakyo.or.jp

★尾張東部権利擁護支援センターあすライツ (月～金曜日 9:00～17:00)

TEL 0561-75-5008 FAX 0561-75-5088

メール mail@owaritoubu-kouken.net

